

能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領

〔平成19年3月28日
告示第7号〕

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年告示第15号）に規定する主観的事項の審査について必要な事項を定めるものとする。

(主観的事項の審査対象)

第2条 主観的事項の審査は、町内に主たる営業所を有する建設業者（以下「町内建設業者」という。）及び経常建設共同企業体を対象として、別表に掲げる項目について行う。

(主観的事項の審査資料)

第3条 主観的事項の審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）で別表（2）、（3）、（7）、（8）及び（9）の審査を受けようとする者は、別記様式第1号から別記様式第5号による審査資料に確認書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項における審査資料の提出期限は4月30日までとする。ただし、町の休日にあたる時は、町の休日の前日をもってその期限とみなす。

(主観点数の適用)

第4条 主観点数は、別表による評点を合計して算定する。ただし、経常建設共同企業体の主観点数は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとし、1点未満の端数は切り捨てる。

2 別表（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）は、全ての申請業種に配点する。

3 別表（1）は、該当業種に配点する。

4 主観点数は、一年度限りを有効期間とする。

(主観的事項の審査結果)

第5条 受審者に対する主観的事項の審査結果の通知は、入札参加資格の決定の通知をもって行う。

ただし、受審者に対し入札参加資格の決定の通知を行わない場合には、次項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

2 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。
(その他)

第6条 この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月1日告示第56号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月17日告示第54号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月1日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年9月3日告示第51号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日告示第11号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条－第4条関係）

評価項目		算定方法及び評点																				
技術力	(1) 工事成績	<p>毎年度の前年において、能登町工事成績評定要領（平成19年訓令第4号）に基づき、完成検査が行われた工事の評定点（2件以上の場合は各評定点の平均点）に応じ、表に掲げる点数を加点・減点する。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評定点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90点以上</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>80点以上</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>79点～</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>78点～</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>77点～</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>76点～</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>75点～</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>65～75点未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>65点未満</td> <td>-15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加点・減点の対象は、1月～12月末日に完成検査が行われた請負金額が500万円以上の工事を対象とする。 ※対象工事が2件以上で、65点未満の工事がある場合については、各評定点の平均点に応じた点数から、15点に65点未満の工事件数を乗じた点数を減点する。</p>	評定点	点数	90点以上	60	80点以上	50	79点～	45	78点～	40	77点～	35	76点～	30	75点～	25	65～75点未満	0	65点未満	-15
	評定点	点数																				
90点以上	60																					
80点以上	50																					
79点～	45																					
78点～	40																					
77点～	35																					
76点～	30																					
75点～	25																					
65～75点未満	0																					
65点未満	-15																					
	(2) ISO9001の認証取得	<p>毎年度の前年において、ISO9001について、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又は「JAB」と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10点</p>																				

社 会 性	(3) ISO14001 の認証取得、又はエコアクション 21 認証登録	<p>毎年度の前年において、ISO14001 について、「JAB」に認定されている審査登録機関又は「JAB」と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10 点</p>
		<p>毎年度の前年において、エコアクション 21 について、一般財団法人持続性推進機構に認証・登録されている者に加点する。</p> <p>※ISO14001 の認証を受けた者は加点しない。</p> <p style="text-align: right;">5 点</p>
	(4) 災害協定の締結	<p>毎年度の前年度において、能登町と「災害協定」を締結している協会等の会員に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10 点</p>
	(5) 除雪作業の協力者	<p>毎年度の前年度において、能登町除雪計画による除雪作業の契約をしている者。ただし、(1)、(2)の合計加点は、30 点を限度とする。</p> <p>(1) 自社調達で道路除雪業務を実施している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">機械 1 台につき 5 点</p>
		<p>(2) 町から貸与された機械で道路除雪業務を実施している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">機械 1 台につき 1 点</p>
(6) 能登町消防団協力事業所の認定	<p>毎年度の前年度において、能登町消防団協力事業所協力事業所表示制度実施要綱（平成 21 年告示第 66 号）の規定に基づき、能登町からの認定を受け、表示証の交付を受けている者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10 点</p>	

<p>社 会 性</p>	<p>(7) 障害者の雇用</p>	<p>毎年度の前年度において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める障害者を常時雇用している者に加点する。</p> <p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者 10点</p> <p>(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者雇用義務がない者で、毎年度の直前の1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者 10点</p>
	<p>(8) 女性の職業生活における活躍の推進</p>	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に定める主任技術者となりうる資格を有する女性技術者を雇用している者 10点</p>
	<p>(9) 防災士の雇用</p>	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、防災士の資格を有する者を雇用しており、事業所が所在する地域の自主防災組織の防災活動に当該防災士が取り組むことに協力する者に加点する。ただし、加点は10点を限度とする。 1人につき 5点</p>

<p>信頼性</p>	<p>(10) 指名停止</p>	<p>毎年度の前年度において、能登町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年告示第 13 号）に基づき、虚偽の記載、過失による粗雑工事、契約違反、公衆損害事故、贈賄、暴力団関係者、独占禁止法違反行為、談合、不正又は不誠実な行為により指名停止措置を受けた者について、指名停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に 2 回以上の指名停止措置を受けた場合は、それぞれの点数を減点する。（工事関係者事故は除く。）</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="678 884 1364 1198"> <thead> <tr> <th>指名停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 週間未満</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>2 週間以上～1 ヶ月未満</td> <td>-15</td> </tr> <tr> <td>1 ヶ月以上～2 ヶ月未満</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>2 ヶ月以上～3 ヶ月未満</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>3 ヶ月以上</td> <td>-30</td> </tr> </tbody> </table>	指名停止期間	点数	2 週間未満	-10	2 週間以上～1 ヶ月未満	-15	1 ヶ月以上～2 ヶ月未満	-20	2 ヶ月以上～3 ヶ月未満	-25	3 ヶ月以上	-30
指名停止期間	点数													
2 週間未満	-10													
2 週間以上～1 ヶ月未満	-15													
1 ヶ月以上～2 ヶ月未満	-20													
2 ヶ月以上～3 ヶ月未満	-25													
3 ヶ月以上	-30													

<p>信 頼 性</p>	<p>(11) 監督処分</p>	<p>毎年度の前年度において、建設業法第 28 条に基づき、営業停止を受けた者について、営業停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に 2 回以上の営業停止処分を受けた場合は、それぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="676 602 1362 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 602 1019 656">営業停止期間</th> <th data-bbox="1019 602 1362 656">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="676 656 1019 705">15 日未満</td> <td data-bbox="1019 656 1362 705">-10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 705 1019 754">15 日以上～30 日未満</td> <td data-bbox="1019 705 1362 754">-15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 754 1019 804">30 日以上～60 日未満</td> <td data-bbox="1019 754 1362 804">-20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 804 1019 853">60 日以上～90 日未満</td> <td data-bbox="1019 804 1362 853">-25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 853 1019 904">90 日以上</td> <td data-bbox="1019 853 1362 904">-30</td> </tr> </tbody> </table>	営業停止期間	点数	15 日未満	-10	15 日以上～30 日未満	-15	30 日以上～60 日未満	-20	60 日以上～90 日未満	-25	90 日以上	-30
営業停止期間	点数													
15 日未満	-10													
15 日以上～30 日未満	-15													
30 日以上～60 日未満	-20													
60 日以上～90 日未満	-25													
90 日以上	-30													